

D プロデュース



ご連絡先：〒231-0012 横浜市中区相生町1-15 第二東商ビル5F

電話：045-226-5482

FAX：045-226-5483

e-mail：info@d-produce.com

ホームページ：<http://www.d-produce.com/>

4月以降の「雇用関係助成金」の改正と新設・統廃合

◆平成 25 年度から新体系に

厚生労働省は、4月から雇用関係助成金制度の一部について、既存の助成金で類似するものを統廃合するなどして、わかりやすく、活用しやすい制度体系に変更することを発表しました。

具体的には、雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金のように類似する制度を統合して新設するもの（「雇用調整助成金」に一本化）、中小企業定年引上げ等奨励金など、平成 24 年度末で廃止となるものなどがあります。

◆雇用調整助成金の改正点

雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金が統合されて雇用調整助成金に一本化されますが、4月1日以降、以下のように一部内容を変更することが発表されています。

（1）助成率の変更

・大企業：3分の2（4分の3）→2分の1

・中小企業：5分の4（10分の9）→3分の2

※（ ）内の「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合」も同様の助成率となる。

（2）教育訓練（事業所外訓練）の助成額

の変更

・大企業：4,000円→2,000円

・中小企業：6,000円→3,000円

（3）円高の影響を受けた事業主に対する生産量要件緩和特例の廃止

◆日本再生人材育成支援事業奨励金の新設

また、4月以降も継続されるものとして、すでに1月より、重点分野（健康・環境・農林漁業分野等）において、有期契約労働者等も含めた労働者に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主に向けて、以下のような助成金を実施されています。

- ・正規雇用労働者育成支援奨励金
- ・非正規雇用労働者育成支援奨励金
- ・海外進出支援奨励金（留学）
- ・海外進出支援奨励金（送り出し）
- ・被災地復興建設労働者育成支援奨励金

今後、非正規労働者のキャリアアップ支援、若年層の安定雇用の確保、高齢者の就労促進などを目的とする新しい助成金も設けられる予定ですので、動向を注視したいところです。

「叱られること」についての 若手社員の意識

◆若手社員の約5割が上司・先輩に叱られた経験

人事総合ソリューション企業のレジェンダ・コーポレーション株式会社が、入社3年目までの若手社員を対象に行った意識調査の結果を発表しました。

調査では、若手社員に「上司・先輩に叱られることがあるか」を尋ねたところ、ほぼ半数(49.6%)が叱られたことがある(「よくある」+「時々ある」と回答しました。

性別でみると、叱られたことがある割合は、男性55.4%、女性40.4%となり、男性のほうが女性より叱られている傾向が見られたようです。

◆「正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたい」8割弱

正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたいか尋ねたところ、「叱られたい」(「とても思う」+「やや思う」と回答した割合は78.5%で、特に、3人に1人は“叱られたい”と強く感じていることがわかりました。

◆叱られることは自身の成長に必要

叱られることは自身の成長に必要かを尋ねたところ、「必要」(「必要」+「どちらかと言えば必要」と回答した割合は87.7%となり、必要と感じている割合は、男性89.3%、女性が85.1%で、性別を問わず、叱られることは成長に必要と考えていることがわかりました。

◆「叱り方」にも工夫が必要

昨今、世間を騒がせている体罰問題やパワハラ・セクハラによる訴訟問題によって、上司が部下に対して「叱る」という行為に慎重になっている傾向にあるようです。しかし、今回の調査で、「正当な理由があれば叱られたい」と8割弱の若手社員が回答し

ており、社会に出るまでにあまり叱られた経験がない若手社員が本当は「叱られたい」と思っていることがわかりました。

ただ、「正当な理由があれば、叱られたいと思うか」という質問において、「叱られなければ伸びない」や「ある程度叱られることは期待の裏返しだと思う」といった、肯定的な意見が目立った一方、「正当な理由があっても、叱られ方によっては受け入れたくない」といった、叱られることに慣れていない若手社員の繊細な一面も見てとれたようです。

「帰宅困難者対策条例」への 企業の対応

◆帰宅困難者の受入れに向けた準備が本格化

東日本大震災で500万人を超える帰宅困難者が出た首都圏では、震災から2年が経ち、駅周辺の施設を中心に帰宅困難者を受け入れるスペースを設ける動きが広がっているほか、企業が協力して帰宅困難者を受け入れる訓練も次々に行われています。

行政機関では、東京都が帰宅困難者をその場にとどめるため、水や食料の備蓄を企業などに求める帰宅困難者対策条例を来月から施行します。

施行を前に、水や食料を備蓄する動きが本格化しているようです。

◆「東京都帰宅困難者対策条例」とは？

大規模災害が発生し、鉄道等が復旧しない中、多くの人が帰宅を開始すると、救助・救援活動等に支障が生じる可能性があります。こうした事態をできるだけ軽減するための対策として都、住民、企業の役割などを東京都が条例として定めたもので、2013年4月1日施行予定で、企業には次のような取組みを求めています。

(1) 従業員の一斉帰宅の抑制(施設の安全確認と3日分の食料等備蓄)

(2) 従業員との連絡手段の確保などの事

前準備（従業員との連絡手段確保と、従業員に対して家族との連絡手段の複数確保の周知）

（3）事業所防災計画の策定

◆条例に対する企業の懸念事項

東京経営者協会が行った「東京都帰宅困難者対策条例への企業の対応に関するアンケート」の結果によると、「一斉帰宅抑制方針」を定めている企業は57.0%で、何らかの「備蓄をしている」企業は93.0%、企業の帰宅困難者対策に関する意識は高いことが伺えます。

一方、条例施行後に企業として懸念する点として、「待機させた従業員がその後の余震などで被災した場合の会社の責任」や、「帰宅させた従業員が帰宅途中で被災した場合の会社の責任」などの従業員に対する企業の責任に関する懸念が上位を占めました。

また、通行人や被災者を受け入れる際の備蓄品の不足など、社外の者の受入れに対する懸念や、通行人を社屋に入れ設備を毀損した場合の責任に関する懸念なども挙げられました。

◆「もしもの場合」に備えて対策を

今後、巨大な地震が起こる確率は首都圏に限らず全国的に高いと言われており、企業の防災対策は必然と言っても過言ではありません。

東日本大震災から2年経った今、企業として備えておくべきことを再確認してみたいでしょうか。

4月の税務と労務の手続

〔提出先・納付先〕

10日

○ 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

〔労働基準監督署〕

15日

○ 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在>〔市区町村〕

30日

○ 預金管理状況報告の提出〔労働基準監督署〕

○ 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>〔労働基準監督署〕

○ 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○ 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出〔年金事務所〕

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

○ 外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

■編集後記

いつもお世話になっております。

Dプロスタッフの星野です。

3月末頃から急に暖かい日が増えました。初夏並みに気温が上がった休日は、Tシャツでお出掛けができるほどでしたね。

今年は一気に桜が開花し、一気に散りましたが、皆さまはお花見ができましたか？

弊社スタッフ一同は、3月中ごろからお陰様で忙しい日々を過ごさせて頂いておりみんなでお花見・・・は残念ながら出来ませんでした。

そんな中でも、弊所は横浜の観光地内にあるので日々お花をめでることができます。

ちなみに私個人の、現在お勧めスポットはこちら

「横浜球場」

多種多様なチューリップが何万本？と開花中！

「関内さくら通り」

その名の通り、美しい八重桜の並木通りが続いています。関内駅からハローワークに向かう道で、バス通りの一本裏手になります。

「日本大通り」

銀杏の新緑が美しい並木の足元に、クリスマスローズや可憐なお花が咲いています。

Facebook でよくご紹介する OpenCafe 『gooz』さんも、日本大通りにあるんですよ。忙しいときこそ適度な休憩&日光浴、ついでに深呼吸でストレス解消！

『メンタルヘルス』を健全に保って、仕事の効率アップを図りたいですね。

近くまでおいでの時は、是非弊所へもお気軽にお立ち寄りください。

Dプロはお客様がご来所いただける事務所作りを目指しています。